

# 令和4年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和4年2月25日 金曜日 午後1時30分から午後2時40分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

2番 松 野 勝 3番 内 海 則 行

4番 新 藤 悦 子 5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子 7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 1番 大 矢 和 人 9番 山 川 宏 司

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告8件)
- 3 生産緑地に係る主たる従事者証明について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 5 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 8 議案第9号 新規就農者の認定について (1件)
- 9 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について (25件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。  
これより、令和4年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員、6番の梅澤清子委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、1月11日から2月10日までに受け付けしたものでございます。  
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、4件、8筆、面積は1,947.84平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、13件、21筆、面積は4,878.81平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、17件、29筆、面積は6,826.65平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月11日から2月10日までに受け付け

したものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は延べ32筆、面積は延べ12,648平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「生産緑地に係る主たる従事者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、日程3「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

証明願提出者は、金田にお住まいのAさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は金田字南海道1筆、地目は畑、面積は505平方メートルです。

この生産緑地をAさんが耕作しておりましたが、令和元年8月に右視床梗塞等となり、その後手指屈曲、また、左下肢筋力低下により歩行困難となり、1月18日、医師から農業に従事することは困難であるとの診断書が交付されたことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、梅澤委員及び井上委員から意見聴取を行った結果、当該生産緑地においてAさんが農業に従事していたことが確認できましたので、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であった旨の証明書を1月24日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、日程4「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、中荻野にお住まいのBさん、対象地は、中荻野字大道添1筆、登記地目は畑、面積は262平方メートルです。

当該土地は、昭和45年2月頃までは農地として耕作されておりましたが、同年5月に行われた西側隣接地の住宅建て替えと物置を移設した際、その敷地が当該農地にまで及び現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で宅地化していることを確認しております。

証明願提出に先立ち相談があったため、これらの経過を踏まえ、12月15日に難波委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、1月20日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのCさん、対象地は、三田字八幡前1筆、登記地目は畑、面積は42平方メートルです。

当該土地につきましては、北側土地に住宅が建築され、その後、南側農地を売却するため境界確定した際、住宅敷地に含まれていたことが判明し、以降、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、12月28日に松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、1番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、中依知にお住まいのDさん、対象地は、中依知字桜樹1筆、登記地目は畑、面積は20平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和39年、南北に隣接する土地とともに住宅が建設され、平成元年建て替えの際、住宅敷地に公道が含まれていることが判明し、市道路管理課と相談し、中依知字桜樹1筆と付替えを行ったものです。

今回申出土地の表示登記を行う際、本来は地目を宅地とするべきところを、経緯は不明ですが畑と登記され、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、1月25日、梅澤委員及び井上委員に資料により確認を依頼したところ、1番及び2番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1月26日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、金田にお住まいのEさん、対象地は、金田字新川原1筆、登記地目は畑、面積は198平方メートルです。

当該土地は、昭和25年頃資材置場として建材販売業者に貸し出されましたが、昭和30年頃、当該法人が倒産したことにより返還されたものの、農地として利用されず原野化し、以降、現在に至っているものです。

平成23年撮影の航空写真で原野化していることを確認しております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、昨年7月26日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、前3案件同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

3番についてですが、道路の付け替えということは、議会の承認を得ているのでしょうか。

<農地管理係長>

所有権移転登記が完了しておりますので、議会の承認を得ているものと認識しております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上荻野字小金塚1筆、地目は畑、面積は223平方メートルでございます。

渡人は上荻野にお住まいのFさん、受人は上荻野にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び弟の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目3筆、地目は田及び畑、合計面積は1,173平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのHさん、受人は同住所にお住まいのIさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、三田字白山1筆、地目は田、面積は352平方メートルでございます。

渡人は寿町3丁目にお住まいのJさん、受人は三田にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、長男及び長男の妻の3人です。

なお、1番から3番のすべてにおいて、農地法に規定する各基準については満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、愛甲三丁目1筆、地目は田、面積は477平方メートルです。

申請人は愛甲3丁目にお住まいのLさんです。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、高速自動車国道の出入口から300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、大阪府大阪市北区天満2丁目で建築工事業を営む株式会社Mから、現在市内で借りている資材置場の出入口が狭く、作業効率が悪いと、東名高速自動車道厚木インターチェンジから近く、前面道路の幅員が10メートル以上ある申請地を資材置場として貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の西側及び南側は道路、東側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅5.5メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、碎石や足場パイプなどを置く資材置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック1段から2段積する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、愛甲東二丁目1筆、地目は畑、面積は773平方メートルです。

申請人は愛甲東2丁目にお住まいのNさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、高速自動車国道の出入口から300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、酒井で一般貨物自動車運送業を営むO株式会社から、首都圏近郊への配送事業が増加していることや燃料代が高騰していることから、営業車両の一部を市内にある本社に移動するため、本社から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は畑及び資材置場、西側は田、南側は道路、北側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側にアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両12台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック2段積及び高さ60センチメートルのフェンスを新設し、北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、三田字新田33筆、地目は田及び畑、合計面積は19,672.28平方メートルです。

受人は東京都目黒区洗足2丁目の合同会社P、代表社員一般社団法人P、職務執行者Qさん、渡人は三田3丁目にお住まいのRさん外16人です。

本申請は、所有権移転による特定流通業務施設建設のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用業を営む法人で、今回、申請地に物流倉庫を建設する目的で設立されました。

稼働後は、株式会社SがCD、DVDの入荷、保管、出荷作業を行うために利用する計画となっております。

株式会社Sは、現在、厚木市及び東京都大田区で業務を行っていますが、施設の老朽化や作業スペースが狭いことによる保管能力の低下、ドライバー不足に伴う長時間労働などの問題が発生しています。

こうしたことから、首都圏中央連絡自動車道圏央厚木インターチェンジから、約1.5キロメートルに位置し、交通の便がよい申請地に配送センターを集約し、保管、荷役コストの削減を図るため、

今回申請されました。

申請地の周囲は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅約16メートル設け、道路及び水路の付替えを行い、物流倉庫を建設しようとするものです。

物流倉庫の高さは、最大22.94メートルとなっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲にコンクリートブロック2段積及び高さ1.2メートルのフェンスを新設するほか、計画面積の27パーセントの緑地帯を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内2箇所に設置してある地下雨水貯留槽に貯水し、最終的に敷地内処理及び新設下水道に接続する計画となっております。

敷地内の汚水処理につきましては、浄化槽で処理し、オーバーフロー分が下水道に接続する計画となっております。

なお、敷地内に40トンの防火水槽を2箇所設置いたします。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は、物流総合効率化法に基づく物流倉庫の建設であることから、関東運輸局に総合効率計画の認定申請を行っており、本年1月6日に認定を受けております。

また、本申請の開発区域の面積が10,000平方メートルを超えておりますので、県土地利用調整条例及び市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、2月7日に手続きを終えています。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、2月17日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っております。

農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、三田字新田3筆、地目はすべて田、合計面積は1,943平方メートルです。

借人は東京都千代田区平河町2丁目の株式会社T、代表取締役Uさん貸人は金田にお住まいのVさん外2人です。

本申請は、賃借権設定による仮設事務所設置のための転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年3月19日から令和5年6月30日までの約1年3箇月間です。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、期間を定めた一時転用のため許可することができるとされています。

借人は1番で説明した、合同会社Pの親会社で、特定流通業務施設を建設するに当たり事務所が必要となったことから、作業の利便性が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は道路、南側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に2箇所設け、厚手の防草シートを敷き、10センチメートル砕石敷きし、仮設事務所を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周囲に高さ30センチメートルの簡易土留及び高さ1.2メートルのオレンジネットを新設する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、小野字岩田1筆、地目は畑、面積は375平方メートルです。

借人は伊勢原市板戸にお住まいのWさん、貸人は小野にお住まいのXさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

借人は両親が高齢のため、本家から近く介護がしやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は宅地、西側は道路、南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地し、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側の一部にコンクリートブロック4段積を新設、南側に縁石を新設、北側にコンクリートブロック2段積及び縁石を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、浄化槽にて敷地内処理し、オーバーフロー分が公共下水へ接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、下依知字大六天下4筆、地目はすべて田、合計面積は1,779平方メートルです。

受人は下依知3丁目にお住まいのYさん外3人、渡人は下依知3丁目にお住まいのYさん外3人です。

本申請は、譲渡人同士がお互いの土地に使用貸借権を設定し、駐車場として整備した後、貸し出すことを目的とした転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は一般貨物自動車運送事業を営むZ株式会社から、業務拡大により、新たに駐車場が必要となったため現在の事業地から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回申請されたものです。

申請地の東側は田、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側市道を中心から2.5メートルセットバック、出入口を南側に幅10メートルのコンクリート舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利舗装し、16台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側、南側及び北側に高さ60センチメートルのコンクリートブロックを新設、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、下津古久字鎌田4筆、地目は畑及び田、合計面積は926平方メートルです。

受人は下津古久にお住まいのaさん外2人、渡人は下津古久にお住まいのaさん外2人です。

本申請は、譲渡人同士がお互いの土地に使用貸借権を設定し、駐車場として整備した後、貸し出すことを目的とした転用許可申請です。

農地区分は、愛甲地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は倉庫業を営むb株式会社から、厚木市酒井土地区画整理事業により、現在借りている駐車場を返さなければならなくなったため、規模と事業所からの距離が同程度で利便性が良い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は田、西側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側市道を中心から2.5メートルセットバックし、出入口を南側に幅4メートル設け、敷地内を転圧・整地・砂利敷し、車両43台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側、西側にコンクリートブロック1段積及び高さ60センチメートルのフェンスを新設、北側に高さ1メートルの鉄筋コンクリート擁壁及び高さ60センチメートルのフェンスを新設、東側の一部に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、三田字上川原2筆、地目はともに田、合計面積は1,536平方メートルです。

受人は横浜市港北区太尾町の有限会社c、取締役dさん、渡人は及川にお住まいのeさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、不動産業を営む法人で、取引のある法人から中古車販売業の仕入及び販売ルートの一部譲り受けることになったため、交通の利便性が良く、取引先から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側は田、北側は県道42号（藤沢座間厚木）建設地に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側水路を6メートル暗きょ化し、出入口設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷きし、車両32台分の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側にコンクリートブロック 3 段積から 4 段積及び高さ 1 メートルのガードフェンスを新設、西側にコンクリートブロック 3 段積を新設、南側にコンクリートブロック 3 段積及び高さ 1 メートルのフェンスを新設、北側にコンクリートブロック 1 段から 4 段積を新設、北側緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発規模が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みとなっております。

最後に 7 番でございます。

対象となる農地は、下依知字中河原 2 筆、地目はともに田、合計面積は 1,883 平方メートルです。

受人は東京都港区芝公園 2 丁目の株式会社 f、代表取締役 g さん、渡人は下依知 3 丁目にお住まいの h さん外 3 人です。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地に囲まれており、周辺農地の広がり下限面積以下の第 3 種農地です。

受人は、一般、特定等貨物自動車運送業を営む法人で、事業拡大により新たな資材置場が必要となったため、交通の便が良く、営業所から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は特定流通業務施設、西側は資材置場、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口をアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砕石敷し、車両 28 台分の駐車場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、周囲に高さ 1.2 メートルの鋼板柵を新設、北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発規模が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<議長>

なければ、私から一つお願いです。

転用後、法面が崩れ、水路や隣接農地に土砂が流れていることが多々見受けられます。利用状況

調査等を通じて、事務局から市の担当課につないでいただけると助かります。

<農地管理係主事>

タブレット端末等も有効活用し、被害が発生しないよう、関係課等と情報共有してまいります。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程8、議案第9号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第9号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、鳶尾にお住まいのiさんでございます。

iさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第4号に規定する「都道府県知事が認定した農業経営士若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における研修又は2年以上の援農」の経験をされております。

また、j農場の就労証明書においても農場での野菜等の栽培研修により農機具等の知識、経験を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定規準の要件を満たしているものです。

j農場のkさんは、元JAあつぎ職員で理事の経験者でもあり、自身でも直売所で販売するほどの農業技術を有しており、指導者としては適任であるということから、支援センターで技術修得の研修先としてお願いしたものでございます。

またiさん本人も、農業塾の基礎コースで1年間学んでおり、基礎的な栽培技術、知識等は有しております。

耕作地は、この後、議案第10号で御審議いただく、上荻野字清田谷2筆、合計面積は835平方メートル、通作距離が約1km、車で5分でございます。

トマトやナス、オクラ、サトイモなど、露地野菜の育成を予定しております。

また、新規就農者認定申請書より、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第9号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案9号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

次の日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、本議案は32番までございますが、1番から3番については、内海委員が関係する事案です。農業委員会に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、内海委員の退出を求めます。

[内海委員退室]

<議長>

それでは、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番について、御説明申し上げます。

借人は下津古久にお住まいの1さんでございます。

同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

対象となる農地は、下津古久字上仲田6筆、地目は田及び畑、面積1,498平方メートルです。

利用目的は野菜栽培、3年間の使用貸借権で、新規設定が2件、更新設定が1件でございます。

農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番については、原案のとおり決定されました。

ここで内海委員を入室させてください。

[内海委員入室]

<議長>

次に、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の4番及び5番については、井上委員が関係します。

1番から3番と同様に井上委員の退出を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の4番及び5番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

続きまして、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の4番及び5番について、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのmさんです。

対象となる農地は、山際字中神5筆、地目はすべて田、面積3,570平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の4番及び5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の4番及び5番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、引き続き、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の6番から25番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

続きまして、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」についての6番から25番まで、御説明申し上げます。

6番から25番までの合計は、20件、47筆、面積は27,221.77平方メートルです。

権利の種類別では、使用貸借権が18件、44筆、25,135.77平方メートル、賃借権2件3筆、2,086平方メートルです。

地目別では、田が15件、33筆、20,255.72平方メートル、畑は7件、14筆、6,966.05平方メートル

です。

利用目的別では、水稻11件、普通畑、野菜・露地野菜10件です。

契約期間別では、3年間で17件、6年間で2件、9年間で1件、新規設定7件、更新設定13件でございます。

また、23番の借人は、議案第9号で御審議いただきました、新規就農者のiさんでございます。

なお、6番から25番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の6番から25番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」の6番から25番については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

令和4年2月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---